# 退院支援に用いる基準

# 介護保険

### 基準1 入院前にケアマネジャーがいる場合

<sup>></sup>下記の判断ができれば、担当ケアマネジャーに退院支援の開始を連絡してください。

#### 「在宅退院ができそう」と判断する基準(看護師等による判断)

- 1. 病状がある程度安定した状態である
- 2. 在宅での生活が可能そうである
- 3. 本人、家族が在宅療養を希望する
- ※判断する前に医師から退院指示が出た場合は、すみやかにケアマネジャーに連絡してください。

## 基準2 入院前にケアマネジャーがいない場合 (介護保険の認定を受けていない、またはケアマネジャーが決まっていない患者)

下記のいずれかにあてはまれば、患者の居住地の地域包括支援センターに介護保険申請等 の相談に行くことを勧めてください。

#### 退院支援が必要な患者の基準 (※病院と自宅との環境の違いを考慮し判断する)

- 1. 立ち上がりや歩行に介助が必要
- 2. 食事に介助が必要
- 3. 排泄に介助が必要、あるいはポータブルトイレを使用中
- 4. 日常生活に支障をきたすような症状がある認知症がある
- 5. 在宅では独居に近い状況で、調理やそうじなど身の回りのことに介助が必要
- 6. ADLは自立でもがん末期である
- 7. 新たに医療処置が追加された(膀胱バルーンカテーテル留置、経管栄養、吸引など)
- ※40歳~64歳(第2号被保険者)の場合は、下記の疾病<u>(確定診断)</u>が介護保険申請の条件 となります。
- がん末期
- ② 関節リウマチ
- ③ 筋萎縮性側索硬化症
- ④ 後縦靭帯骨化症
- ⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥ 初老期における認知症
- ② 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧ 脊髄小脳変性症

- 9 脊柱管狭窄症
- ⑪ 早老症
- ① 多系統萎縮症
- ② 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び 糖尿病性網膜症
- ③ 脳血管疾患
- (4) 閉塞性動脈硬化症
- ⑤ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑥ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形 を伴う変形性関節症

5